信更地区住民自治協議会会則

第１章　総則

（名称）
第１条　本会は、信更地区住民自治協議会という。

（目的）
第２条　本会は、豊かな自然や風土を活かしつつ、信更地区の住民相互の協力による活動をとおして地域の活性化を図り、誰もが安心して安全に住み続けられ、住民がいきいきと暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）
第３条　本会は、次の目標を達成するための事業を行う。
(1) 地域の課題を克服して、豊かで住みやすい地域づくりを推進する。
(2) 豊かな自然環境を守り、安心安全な地域づくりを進める。
(3) 老若男女、誰もが支えあって、健やかに住み続けられる地域をつくる。
(4) 地域の個性を活かした産業を振興し、地域の活性化を図る。
(5) 地域の文化を守り、人と人とのきずなを深めるとともに、豊かさを感じる教育文化活動を推進する。
(6) 長野市の施設の指定管理を導入し、より地域に密着した事業を推進する。
(7) その他目標達成のために必要な事業を推進する。

（会員）
第４条　本会の会員は､信更地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体とする。

（事務所）
第５条　会の事務所は、長野市信更支所内に置く。

（事務局）
第６条　本会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
２　事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
３　事務局長及び事務局員は、会長が推薦し、役員会で承認する。

第２章　組織

（組織）
第７条　本会に、評議委員会、役員会を置く。
２　本会に、次の部会を置く。
(1) 総務部会
(2) 福祉健康部会

(3) 活性化部会
(4) 教育文化部会
３　教育文化部会に信更公民館運営委員会（以下「公民館運営委員会」という）を置く。
４　本会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

（評議委員会（総会））
第８条　評議委員会は、評議委員により構成する。
２　評議委員会は、本会の最高議決機関であって、毎年１回、評議委員会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の３分の１以上の請求があった場合には、そのつど臨時評議委員会を開催する。
３　評議委員会は、次の事項を評議決定する。
(1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
(2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
(3) 役員会の推薦に基づき、協議会の会長、副会長、会計、及び監事を選任すること。
(4) 役員会の委員を選任すること。
(5) 会則の制定及び改廃に関すること。
(6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
４　災害、感染症、その他やむを得ない事情で評議委員会の招集が困難な場合、会長は役員会の議決を得て、評議委員会の招集を行わず書面により委員の表決を求めることで、評議委員会の議決に代えることができる。
５　第２２条第１項の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

（役員会）
第９条 役員会は、会長、副会長、会計及び幹事で構成する。また、役員会の委員は評議委員会において選任し、会長、副会長、及び会計は、役員会の委員の互選により選任する。
２　監事は必要に応じて、役員会へ出席し意見を述べることができる。
３　役員会は、常設の議決機関であって、次の事項を決定する。
(1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
(2) 会長、副会長、会計、及び監事を評議委員会に推薦すること。
(3) 評議決定した事項を会員に周知すること。
(4) 評議委員会がやむを得ない事情で開催出来ない場合、評議委員会の機能を代行すること。
(5) その他評議委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
４　災害、感染症、その他やむを得ない事情で役員会の招集が困難な場合、会長は副会長及び会計の同意を得て、役員会の招集を行わず書面での対応をすることができる。また、書面による表決を求めた場合は、役員会の議決に代えることができる。
５　第２２条第１項の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

（部会）
第１０条　部会は、別表に掲げる構成団体の代表者、及び公募委員により構成する。

なお、協力団体の代表者を加えることもできる。
２　部会は本会の事業実施機関であって、第３条の事業を遂行する。

（公民館運営委員会）
第１１条　公民館運営委員会は、市立信更公民館の管理並びに運営を実施する機関であって、第３条６号の事業を遂行する。
２　公民館運営委員会の運営等については別に定める。

第３章　評議委員

（評議委員）
第１２条　評議委員は、役員会委員及び部会代表者（構成団体、協力団体）で構成する。
２　前項の部会代表者は、４部会から正副部会長と構成団体及び協力団体から各１名選出する。
３　各部会は、女性３割以上の選出に努め評議委員会に参画できるようにする。

（評議委員の任務）
第１３条　評議委員は、評議委員会または臨時評議委員会において、第８条３項に規定する事項について評議し、決定する。
２　評議委員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

（評議委員の任期）
第１４条　評議委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　評議委員は再任されることができる。

第４章　役員

（役員）
第１５条　本会に次の役員を置く。
(1) 会長　　１名
(2) 副会長　２名
(3) 会計　　１名
(4) 幹事　１６名以内
(5) 監事　　２名
２　役員は各部会の正副部会長２名、並びに区長から選出する。ただし、監事は役員会委員以外の評議委員から選出する。
３　必要に応じて役員会の承認を得て、本会に顧問・相談役を置くことができる。

（役員の任務）
第１６条　役員の任務は、次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、評議委員会、及び役員会を招集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
(4) 幹事は、評議委員会、及び役員会において本会の運営等を協議する。
(5) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

（役員の任期）
第１７条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は再任されることができる。

第５章　部会員

（部会員）
第１８条　部会員は、別表に掲げる構成団体員、協力団体員及び公募委員とする。
(1) 公募委員の募集要領については別に定める。
２　正副部会長は各部会で選出する。

（部会員の任務）
第１９条　部会員の任務は、次のとおりとする。
(1) 部会員は、第３条の事業を遂行するために活動する。
(2) 部会長は、部会を代表し、部会を招集して議長となる。
(3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会員の任期）
第２０条　部会員の任期は、２年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　部会員は再任されることができる。

第６章　会議

（会議の招集）
第２１条　会議は、評議委員会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）
第２２条　会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。
２　会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第７章　会計

（経費）
第２３条　本会の経費は、各区からの会費、委託料、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第２４条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（会計及び資産帳簿の整備）
第２５条　本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
２　会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

（監査と報告）
第２６条　監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、評議委員会に報告する。

第８章　その他

（雑則）
第２７条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

附　則
１　第１４条、第１７条及び第２０条の規定にかかわらず、本会設立時の評議委員、役員及び部会員の任期は、平成２１年３月末日までとする。
２　本設立総会に限り、第９条第２項第１号及び同項第２号、第１８条第２項の規定は、信更地区住民自治協議会設立準備会の承認をもって代えるものとする。
３　本設立総会に限り、第１５条第２項の規定は、本設立総会の承認をもって代えるものとする。
４　この会則は、平成２０年７月１２日から施行する。
５　この会則は、平成２１年６月１６日から施行する。
６　この会則は、平成２２年４月３０日から施行する。
７　この会則は、平成２３年５月１０日から施行する。
８　この会則は、平成２４年４月２５日から施行する。
９　平成２４年６月１９日　別表の一部改正
10　平成２５年１０月２１日　別表の一部改正
11　平成２６年４月１日　別表の一部改正
12　この会則は、平成２７年４月１日から施行する。
13　平成２８年４月１日　別表の一部改正
14　平成２８年７月２１日　別表の一部改正
15　平成２９年４月１日　別表の一部改正
16　この会則は、令和２年４月１６日から施行する。
17　この会則は、令和５年４月１日から施行する。

18　令和５年４月２８日　別表の一部改正

別表 （会則第10条・第18条関係） 信更地区住民自治協議会部会等構成

総務部会

構成団体	区長会
	自主防災委員会
	防犯協会
	環境美化委員会
	広報委員会
	有害鳥獣対策委員会
協力団体	信更・大岡・信州新町間県道改良期成同盟会
	道路改良整備及び砂防促進期成同盟会
	白バラ会
	市NOSAI部長会
	有害鳥獣対策協議会
	猟友会信更支部
	長野南交通安全協会信更分会
	消防団信更分団
	長野南ホワイトエンジェルス隊信更班

構成団体:6団体
協力団体:9団体

福祉健康部会

構成団体	社会福祉委員会
	保健福祉推進委員会
	民生児童委員協議会
	社会を明るくする運動推進委員会
	ボランティア運営審議委員会
	ボランティア実行委員会
協力団体	遺族会

構成団体:6団体
協力団体:1団体

活性化部会

構成団体	田舎暮らしを支援する委員会
	夏祭り運営委員会
	花の里運営委員会
協力団体	花の里実行委員会
	商工会西部支部信更分会
	信更いっぽ
	レッツゴー出発信更の会
	信更ふるさと民泊受入れの会
	虚空蔵山を愛する会
	田野口ホタル保全会
	カタクリを育てる会
	遊休農地を活かす会
	りんごの里信更
	ワイン葡萄しんこう会
	キラリ信更
	阿吽の会
	花桃の会

構成団体： 3団体
協力団体：14団体

教育文化部会

構成団体	公民館運営委員会
	地域公民館委員会
	人権教育促進委員会
協力団体	信更小学校PTA
	信更子どもプラザ
	守人会
	信更の学校を考える会
	信更☆夢応援団

構成団体:3団体
協力団体:5団体

市立信更公民館